

「議案第 1 1 2 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 5 条の規定により提出いたします。

令和 5 年 6 月 2 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 月 本 琢 也

〃 吉 沢 章 子

〃 重 富 達 也

「議案第 1 1 2 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める動議

「議案第 1 1 2 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

1 組替えを求める理由

本補正予算案に計上されている太陽光発電設備導入支援事業費については、事業者に対して、太陽光パネルメーカー等と連携し、太陽光発電設備に関する知識や技術の習得の支援を目的としているものである。

令和5年3月の川崎市地球温暖化対策推進条例の改正に伴い、一定の条件に該当する新築建築物等に太陽光発電設備等の設置が義務化されたため、今後、太陽光発電設備の設置に向けた需要は更に高まることが予想される。

現在、本市の中小企業支援事業のうち、研修や資格取得に対する支援をしている例は限定的であり、需要のある分野に参入する事業者への資格取得支援の例はなく、事業費に対する効果の検証も困難である。

また、今後の新技術の進展に鑑みると、習得した知識や技術が同条例の施行される令和7年度において必ずしも有効・必要なものであるとは考え難いことから同事業を推進する必要性は乏しいと考える。

他方、本年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことで、インバウンド需要は急速に高まっており、東京国際空港（羽田空港）に近いという本市の立地特性からしても、長引くコロナ禍で疲弊した地域経済を活性化するためには、これらの需要を取り込むことが極めて重要である。

外国人旅行者が電車、バスなどの公共交通機関を利用した際に最初に到着することの多い主要駅が本市の玄関口として第一印象となる可能性が高く、本市に抱くイメージの形成に大きな影響を与えることになるが、その際、主要駅周辺の指定喫煙場所については、現状、開放型となっていることから、喫煙場所周辺でも喫煙するケースが見受けられ、周辺に多数の吸い殻が捨てられている状況は、本市へのイメージを著しく悪化させるものである。

このため、有効なインバウンド対策事業として、密閉型喫煙所を整備することで、指定喫煙場所及びその周辺の美観向上を図り、本市へのイメージを向上させるため、1,110万円の太陽光発電設備導入支援事業費を見直すとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を活用することで、必要な措置を速やかに進めていくべきと考える。

以上のことから、私たちは、次の組替えの内容により議案第112号 令和5年度川崎市一般会計補正予算の再提出を求めるものである。

2 組替えの内容

太陽光発電設備導入支援事業費の見直し、新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金の活用により、約３億５千万円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

(1) 歳入予算の組替え

太陽光発電設備導入支援事業の事務の見直し（事業費１千１１０万円）

(2) 歳出予算の組替え

市内指定喫煙場所の密閉型喫煙所化